

## 市川市健康都市推進員設置要綱

### （設置）

第1条 WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言に基づき、全ての市民が個々の能力を生かしながら、健やかに、かつ、生き生きと暮らせる「健康都市いちかわ」を実現するため、本市に市川市健康都市推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

### （委嘱）

第2条 推進員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市が実施する市川市健康都市推進講座を修了した者
- (2) 前号に掲げる者と同等の知識及び経験を有すると認められる者

2 推進員の任期は、2年とする。ただし、既に委嘱されている推進員がいる場合において、当該推進員の任期の途中で新たに委嘱される者の任期は、当該推進員の任期の末日までとする。

3 推進員は、再任されることができる。

### （推進員自らの健康の保持増進）

第3条 推進員は、規則正しい健康的な生活のリズムを守り、心身の健康の保持増進に努めるものとする。

### （職務）

第4条 推進員は、「健康都市いちかわ」の推進に関し、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 情報の発信に係ること。
- (2) 本市が実施する事業への積極的な参加に係ること。
- (3) 地域活動の創出及び推進に係ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市が実施する施策への協力に係ること。

### （推進員の秘密保持義務等）

第5条 推進員は、この要綱に基づく「健康都市いちかわ」の実現を図るための推進活動（以下「推進活動」という。）を実施する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 推進員は、傷病その他の理由により職務に従事できないときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 推進員は、市長が指定する日までに、推進活動の内容を市川市健康都市推進員活動報告書（様式第 1 号）により市長に報告するものとする。

（健康都市推進員証）

第 6 条 推進員は、推進活動を行うに当たっては、市長が発行する市川市健康都市推進員証（様式第 2 号。以下「推進員証」という。）を携帯し、関係人から求めがあったときは、これを提示しなければならない。

2 推進員は、推進員証を紛失したとき又は推進員証の記載事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

3 推進員は、任期が満了したとき又は第 8 条の規定により解嘱されたときは、速やかに、市長に推進員証を返還しなければならない。

（報告会等）

第 7 条 市長は、推進員による推進活動の状況報告、推進員との情報交換等を行うため、少なくとも年 1 回、報告会を開催するものとする。

2 市長は、推進員の推進活動を促進するため必要があると認めるときは、研修会を開催することができる。

（解嘱）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推進員を解嘱することができる。

(1) 推進員が辞任を申し出たとき。

(2) 推進員が心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委嘱を取り消すべき特別の理由があると認めるとき。

（推進員の身分）

第 9 条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する特別職の身分を有す

る者ではない。

(事務)

第 10 条 推進員に関する事務は、企画部健康都市推進課において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 12 月 12 日から施行する。

(推進員の任期に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現に推進員である者の任期は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年 2 月 28 日までとする。

(推進員証に関する経過措置)

3 この要綱の施行の際現に改正前の第 6 条の規定により発行されている市川市健康都市推進員証は、平成 26 年 2 月 28 日までの間は、改正後の第 6 条第 1 項の規定により発行された市川市健康都市推進員証とみなす。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 3 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式第1号の規定は、平成29年3月9日以後に行う第5条第3項の規定による報告について適用し、同日前に行う同項の規定による報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。